

安芸太田町特別職報酬等審議会（第1回）会議録

日 時	令和5年9月28日（木）14：00～15：30
場 所	安芸太田町役場 本館2階 第3会室
出席委員	富樫 辰二 委員（会長） 山本 和宏 委員（職務代理者） 佐々木 治郎 委員 藤井 幸穂 委員 宮本 美智子 委員
欠席委員	なし
事務局	総務課 長尾課長、浅田課長補佐、川中総務係長
次 第	1 委嘱状の交付 2 町長あいさつ 3 委員の紹介（併せて事務局職員の紹介） 4 会長及び職務代理者の選出 会 長：富樫 辰二 委員 職務代理者：山本 和宏 委員 5 諮問及び諮問内容の趣旨説明 6 議事（事務局からの資料説明及び質疑応答） 7 その他 8 閉会

< 6 議事概要 >

(1) 事務局からの資料説明

(2) 審議及び質疑応答

◎ 委員

私は、この話を引き受けた時、率直に言って「据置きもしくは減額の審議」かと思っていた。しかし、資料を見ると、語弊があるかもしれないが「引上げの審議が前提」となっているように、そう受け止めた。びっくりした。

○ 事務局

引上げについての審議となった理由。ひとつは、議会からの「議会改革調査特別委員会報告書」によるもの、というのが一点。それともう一つ、前回令和3年度の審議会において、「引上げの検討は妥当。しかし、コロナ禍において町民は不安を抱え生活している。よって、この度は改定を見送り、今後、適切な時期に審議会を開催し、引上げの審議をすることが適当」という答申をいただいております、その経緯を踏まえて今がある、というのがもう一点。

ただ、今いただいた率直なご意見が、民意であり町民さんの率直な意見だと思う。

◎ 委員

みなさんそんな思いだとも思う。例えば、町に何か頼んでも、「財政がひっ迫しているから出来ません」が決まり文句。具体的なことを言おうとしてもその前に「出来ません」と。こういう事をみんな身に染みて感じているのに、この「議会改革調査特別委員会報告書」ということは、何をか言わんや。議員の人は、町民にこれを説明するのは大変だと思っただけ。

◎ 委員

定数にしても、大崎上島町や神石高原町の議員定数をみると、安芸太田町より人口が多いのに、10名となっている。だから、議員を少なくして、報酬を何とか捻出しようという、まずはそういう流れがあった上で、と思うのだが。だから「えっ、上げるんですか？」というのが率直な思い。

○ 事務局

事務局としては、議員定数に関してはこの報酬審議会でも議論をするべきも

のではないと思っている。しかし、総額という話をすれば、やはり町民さんに対して、その分はあえて説明が必要かというところもあり、前回そして今年度の審議会においても、定数の数字は参考として出させてもらった。ただ、繰り返しになるが、議論の際にやはり定数の話をセットにする必要はない、という考えである。

しかし、事務局としては、委員さんにいただいた率直なご意見は、事務局として議会に伝えていかなければならない。そして一方、議会からは、議会議員のその職責や立ち位置等について、町民さんへ正しく伝えていかないとけないもの、と考える。

例えば、議員さんの仕事が業務としてしっかり見える化がしてあり、かつ正しく伝えることが出来れば、町民さんも「あんなに仕事してもらっているのに、たった月 20 万しかもらっていない。それではいけない」という話になるのではないか。その辺りのところを、感覚や感情論だけにならないように議論できれば。

◎ 委員

これまで、議員報酬は、合併当初頃から上がってないという状況。そして、議員定数については、努力により数を減らしてこられた、という状況。

◎ 委員

議員報酬と議員定数について、「議会だより」等で、現在の状況を町民の方が十分認識されているのか。認識されるようになっているのか。

○ 事務局

おそらく今回も、議会改革特別委員会の中で、定数の議論はされているので、「議会だより」等何らかの形では出されると思う。

ただ、先ほど申したが、そうしたところの部分が、町民さんにしっかりと見えるようになってなかったり、伝わっていないとしたら、そこは問題だと考える。

◎ 委員

「議会改革調査特別委員会報告書」を見て、月額報酬改定案はあまりに高過ぎるのではないか、という感じがした。

算出根拠には、町長の職務遂行日数と、議員の遂行日数となっている。職務・職責の重さが同じならまだしも、その部分を全く考えずに日数だけで計算して数字を出しているところに、大きな違和感がある。

また、町長はほとんど休みなしで、かつ一人でその職を担っている。一方、議員は12人。その一人の月額給料を、これだけ（5万円）上げたら、町の負担がいくら増えるのか、本当にそういう部分も考えているのか、というのが率直な意見。

特に5万円増という算出根拠への大きな違和感。これは、この町で生活をしている者としての感覚。この辺は、答申に出しても良いと思う。

◎ 委員

私も同じで、算出の根拠。責任の重さが全く違うにもかかわらず、この職務遂行日数で算出されているのが、かなり違和感ある。また、給料と報酬は。本来違う意味合いのもの。

◎ 委員

副町長は、県から来られているが。

○ 事務局

県から来ていただく前提だけで話をしてはいけないが。国とか県の職員、パイクといったところで力添えをいただきたいと考え、それ相応のポジションの方に来ていただくとした時に、県の給与総額で200万くらい下がるところで、来ていただいている現状がある。

例えば、副町長の任期は4年だが、町長が就任して同じ任期を保つので4年間。県とか国で来てもらう場合、年度末までの契約なので、例えば3年と半年くらいになる。その期間のキャリアをある意味凍結して来られる、という実情がある。それは、割愛といういわゆる退職派遣という形で来ていただくので、本来すべきだった昇級もない。キャリアをいったん置いて、本来であればもっと沢山給料もらえた状況もあった上で、お越しいただいている。今後もこれで良いのかな、という気はしている。町として、我々が直面している課題、率直な話として、皆様にこの話をさせていただいた。

◎ 委員

町のため、是非、優秀な方に来ていただきたいが。

○ 事務局

一般職であれば、給料表に基づいて算定することも出来るが、特別職であれば決まった固定額と、いうことになる。そうした時に、若い方に来ていただき、もちろんキャリアがあれば全く大丈夫だと思うが、若い方が職員を統率

して いこうということになると、非常に厳しい面もあろうことは想像に難くない。おそらく、知事の方等もそういった事も踏まえて人選し、派遣に出していただいているのだろうと思っている。

◎ 委員

人口規模から考えれば、一番少ない安芸太田町の次、大崎上島町や神石高原町は人口からすれば上ではあるが、せめてそれぐらいの数字に追いつきたいという気はする。

○ 事務局

結局のところ、職務の重さや多さというものが、人口規模とか財政規模に必ずしも準じない面がある。そうしたところを考えると、前は町長選挙になったが、今から立候補していただける方が何人出てくるか、と考える時に、もちろん給料だけのことではないが、総合的に、自治体最低水準の給料月額が本当に良いのかどうなのかは、事務局としては悩ましいところ。

あわせて、一般の職員の話もさせていただくと、ラスパイレス指数という数字がある。国家公務員の給料を100とした場合に、それぞれの自治体がどのぐらいの数字なのか、を示すもの。我々の町は、既に96を切り、95.9何パーセントぐらいの水準まで下げてきている。逆に言うと例えば給料が高い管理職数を減らしたり、給料の頭を下げたり、今でいうと55歳で昇級を打ち切りさせてもらったりというような改革を行っている。

一方で、人事院勧告があつて、民間企業の給料と均衡をとるといったところで、勧告が行なわれている。ここ近年ずっと引き上げとなっている。ということは、一般職員の給料は微増ではあるが、上昇のトレンドにあるということ。

◎ 委員

こういった人事院勧告に基づき町職員の給料が上がるのであれば、ほとんどの人が、びっくりするだけのことであつて、じゃあこれをどう解決するかというと、基本の最低の額を提示して、働きぶりを監査し、それに見合う人には「じゃあ、あんたにはこれだけ追加してあげよう」と、上乘せする。そうすれば、スッキリするような気がする。

○ 事務局

そこが良く言われている部分である。公務員に関しては、既に人事評価制度を導入している。一方で議員さんの場合は、評価はまさに選挙だと考える。よって、この「議会改革調査特別委員会報告書」により増額を示された議員の方

は、それ相応の覚悟をもって12月の定例議会に議案上程されるだろうと思っている。そこに関して、我々が議員さんに何かを言う必要はないと思っている。正直、ここはここで議員報酬についてのみ議論していただくのが良いと思っている。

◎ 委員

仮に、この度の増額（5万円）分を年間であつ議員定数で積算した場合、720万円となり、現在の議員一人当たりの319万2千円の年収の凡そ倍以上になる。

○ 事務局

そういう全体の予算等の視点で考えると、抑えるという話も出てくるのだと思う。まさにそれも民意である。こういった審議経過というのは、意思表示として非常に重要な部分だと思う。

こうして、ざっくばらんに話をいただいたことを集約させていただきながら、次回に整理させてもらったものを出して、3回程度の審議でまとめて行きたいと思っている。繰り返しになるが、この審議経過が非常に大事だと思っている。

◎ 委員

審議会の日程について、12月定例議会までにということで承知した。つまり、第2回を10月、第3回を11月開催で。

ちなみに、議会で改定案が決まったら、その報酬額も決まってしまう、ということか。

○ 事務局

もちろん、条例事項なので、決まってしまう。

ただ、その前にこの報酬審議会の答申をいただいて、それを議会にお示しする、と。そして、それを以て議会はどうしたのか、という流れになるので、「民意を持ってないじゃないか」となるのか、「民意を持ってやりたい」のか、議員さんの判断の材料になると思う。善意ある議員さんは、やっぱり民意が入った意見、こうした報酬審議会から出てきたことを踏まえて新たな改定案に修正しようじゃないか、という話になるかもしれない。

それと、他町の議会では、定数減案と報酬引上げ案が出たことあがる。しかし、最終的に議会では否決され、定数減のみで報酬の方の引上げはなくなった、という例もある。

◎ 委員

それでは、意見も出尽くしたようなので、今回は以上を持って審議を終了したいと考える。

それでは、確認事項また今後の審議会の日程を、事務局の方から説明をお願いする。

< 7 その他概要 >

○ 事務局

では、次回を 10 月 25 日の水曜日午後 2 時から第 2 回を開催させていただくことでお願いしたい。

◎ 委員

これで、第 1 回の審議会において予定されていた議事等は全て終了となった。委員の皆さまの円滑な審議会運営に感謝する。

以上をもって、第 1 回の特別職報酬等審議会を終了する。